令和８年（フ）第１８９号
長野市若穂牛島804番地
債務者　吉原　繁美
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　伸樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９０号
岩手県岩手郡葛巻町江刈第８地割20番地２
債務者　山本真由美
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　海渡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１２１３号
名古屋市千種区新西１丁目５番26号　シャトレー千種106号
債務者　今井真善治
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３８号
愛知県知多市八幡字岩之脇107番地の２
債務者　神谷　博文
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６５７号
愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の83
債務者　山本富士男
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７３４号
愛知県愛西市町方町彦作堤外１番地42
債務者　山口　悦正
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０５号
名古屋市天白区久方１丁目148番地　相生山団地１号棟304号室
債務者　河野　憲一
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８５９号
愛知県大府市北崎町４丁目142番地
債務者　高松千賀子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９０１号
名古屋市中区新栄１丁目24番11号　ラディアントⅢ403号
債務者　阿知波幸子こと　金　　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９１４号
名古屋市中村区佐古前町21―19　Ｂｒａｖｅ亀島本陣502、住民票上の住所和歌山市内原871番地６　グランディールU106
債務者　川合　藍斗
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９５１号
名古屋市名東区本郷２丁目14番地　サンライズ２　402号、従前の住所名古屋市北区黒川本通３丁目38番地の１　ＬａＤｏｕｃｅｕｒ黒川Ⅱ1201号
債務者　児玉　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９８４号
名古屋市天白区久方１丁目148番地　相生山団地８号棟501号室
債務者　中村　聡子（旧姓　野田）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０２０号
愛知県知多市にしの台４丁目15番地の４　グレイス小西201
債務者　竹谷　紗織
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１１１号
愛知県北名古屋市二子曙７番地　セジュール曙Ｂ101号
債務者　久保田　徹
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１９５号
愛知県愛西市佐屋町道西198番地
債務者　岩本　　肇
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２２３号
名古屋市東区葵２丁目５番48号　クレル葵201号
債務者　今井　友和（旧姓宮本）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２４０号
名古屋市昭和区吹上町１丁目23番地の４　五幸マンション２Ａ号
債務者　小森　直幸
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部